

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

規制の名称：資本取引規制の対象の拡充等

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：財務省国際局調査課

評価実施時期：令和4年10月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

本年4月の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の改正により、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手当を講ずることで、制裁の実効性の確保を図った。今般の外為法改正は本年6月に成立した安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年3月4日提出、令和4年6月3日成立。以下「改正資金決済法」という。）において新設される、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずるもの。規制を実施しない場合には、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されるおそれがある。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその原因]

制裁対象者への電子決済手段の移転は規制対象となっているが、制裁対象者から第三者へ電子決済手段を移転する取引等はカバーされていない。また、銀行等と異なり、電子決済手段等取引業者には、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務はない。

[課題解決手段の検討]

電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を確保するための法的手当を講ずる。具体的には、現行法で規制対象となっている制裁対象者への電子決済手段の移転に加え、制裁対象者から第三者へ電子決済手段を移転する取引等も規制対象として追加するとともに、銀行等と同様に電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務等を課すこととしている。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等を移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すこととしている。電子決済手段等取引業者は改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であるものの、既に同等の規制を銀行等や資金移動業者（以下、「金融機関等」という）に対して課しているものであることを踏まえれば、電子決済手段等取引業者にとって遵守費用は一定程度見通しの立つものとなっている一方で、現時点で電子決済手段の取引実態を事前に予測することは困難であるため、遵守費用の定量化や金銭価値化は困難である。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等を移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すことにより、当局において発生する行政費用としては、外為法に基づく資本取引規

制の対象となる電子決済手段等取引に対する許可業務や電子決済手段等取引業者に課される義務の遵守状況のモニタリングに要する費用がある。本行政費用は、電子決済手段等取引業者が改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であり、取引件数及び個々の取引の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当てを講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本案により期待される効果である、制裁の実効性の確保等については、金銭価値化することは困難である。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本案は、規制緩和に該当しない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本案による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。

#### 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当てを講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図ることができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。今回の法改正は、外為法の取引の自由の原則に則っており、今回の規制により制限されるものは制裁に関するものに限られている。顧客に制裁対象者がいないかの確認は、制裁対象者へ支払いを行うことがないよう、現状でも既に金融機関等に求められている内容と同等のものであり、また、制裁対象者からの電子決済手段の移転の依頼に際しての確認は、「顧客に制裁対象者がいないかの確認」を実施していれば対応可能な内容であることを踏まえれば、電子決済手段取引全体に与える影響は僅少と考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当てを講ずることで、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定の維持及び国際的信頼の確保を図るもの。

（代替案：電子決済手段等取引業者による自主規制）

[費用・効果]

自主規制では法律上の義務を課すことができず、罰則により規制を担保することもできないため、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されないよう制裁の実効性の確保等を図るためには、本案によることが適当である。

[本案と代替案の比較]

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正外為法全体の施行後 5 年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

改正外為法全体の施行後の電子決済手段等取引業者における資産凍結等の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。